○内閣府告示第二百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　松山市

二　地域再生計画の名称　魅力と活力あふれる産業・経済の振興と物語のあるまちづくりによる雇用創造～『坂の上の雲』をめざして～

三　地域再生計画の区域の範囲　松山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇和島市

二　地域再生計画の名称　海と山の地域資源を活かした地域再生計画　―来さいや宇和島プロジェクト―

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県北宇和郡松野町

二　地域再生計画の名称　〝森の国〟の産業おこし　癒しと賑わいによる雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県北宇和郡松野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　四万十市

二　地域再生計画の名称　「四万十のこだわり！職人を目指して」

三　地域再生計画の区域の範囲　四万十市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　柚子香る里から世界へ！香美市パワーアップ計画

二　地域再生計画の区域の範囲　香美市の全域

三　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡本山町

二　地域再生計画の名称　本山町源流の森と人を守り育てるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡本山町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡檮原町

二　地域再生計画の名称　であい（交流）から始まる地域産業育成による雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡檮原町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市及びみやま市の全域

二　地域再生計画の名称　田舎を磨け！九州ちくご雇用創出大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市及びみやま市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県西松浦郡有田町

二　地域再生計画の名称　伝統産業有田焼と有田の食づくりの振興を通じた雇用拡大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県西松浦郡有田町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町

二　地域再生計画の名称　ものづくり・観光・福祉・情報関連分野を活かした長崎地域の雇用創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　都城市及び宮崎県北諸県郡三股町

二　地域再生計画の名称　「地域資源を活かした〝アンチエイジング都市〟の創造」による地域再生計画